

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会

(発行)

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会
〒162-0051 東京都新宿区西早稲田2-2-8
(社会福祉法人 全国心身障害児福祉財団内)
電話 (03) 5272-1210
FAX (03) 5272-1213
ホームページアドレス <http://www.zsp.jp/>

第99号

平成23年7月7日発行

会報



みんなおいで！横浜へ集まろう！（神奈川大会実行委員メンバー）

（第54回神奈川大会の開催に向けて）
みんなともだち 新たな一歩！
〜東日本大震災にあわれた子どもたちへ〜

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会
会長 濱川 浩子
(東京都立墨東特別支援学校PTA会長)

風薫る5月、横浜みなとみらいのホテル会場を下見してまいりました。大きなホテルなので、ひとつのフロアだけで6つの分科会が開けます。

5月17日に神奈川大会拡大実行委員会を開催、神奈川県内（県立・市立）の17校と主管校の麻生養護を中心に、係り分担や当日スタッフの人数調整などが話し合われました。

実行委員の皆様が、全国から集まる保護者や子どもたちをどのようにお迎えしようかという熱意が伝わってきます。

また、今年は3月11日の本当に思いがけない大震災に遭遇したことから、被災地の特別支援学校（肢体不自由校）へメッセージを送りたいと、例年にはない大会スローガンを掲げました。

東北方面だけではなく、日本中が震災による影響を受けています。

物流が途絶え、食料品だけではなく、水、医薬品、交通網などが断片的に止まったことは、これまでに、あまり経験のないことでした。

コンビニやスーパーの棚が空になった時の不安感はとても大きいものでした。子どもたちを守らなくちゃいけない！ 皆様もきつと同じ思いではないでしょうか。

障害のある子どもたちを抱えている私たち保護者は、昭和33年の全肢P連結成時から、障害のある子を育てていることを悩んだりしない！ 卑屈になつたりしない！ 1年に一度、全国から集まり、保護者と校長先生方と、そのことを、今一度確認し、支え合うことを忘れない全国大会にしたいと思います。

8月は横浜みなとみらいで、お会いしましょう！



【全肢P連会報 編集コラム】

震災後、全国各地に様々な影響が出ています。この夏は計画停電も心配です、様々な行事が自粛になっていますが、全肢P連では、こんな時だからこそ元気に活発な心温まる全国大会にしたいと願っています。

また、障害者基本法改正案が閣議決定されたことから、現在の経過を情報として掲載いたしました。

《事務局長 佐竹京子》

「障害のある子どもの教育に関する 制度改革の動向」

文部科学省
初等中等教育局特別支援教育課
特別支援教育調査官

下山 直人 氏

東日本大震災で被災された皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

本稿では、国の制度改革の動きを二つ紹介します。いずれも本稿を執筆している五月末の情報です。最新の情報については全肢P連事務局等にお問い合わせください。

I たんの吸引等に 関する法改正

一 これまでの取組

肢体不自由の子どもが通う特別支援学校には、たんの吸引等の医療的ケアを必要とする子どもが多数在籍しています。校長会の調査によると二割を超える状況です。

これらの子どもたちのケアに対応するため、平成一五年頃から看護師の配置が進められてきました。また、一部の行為は教員によっても行われています。こうした対応により、ケアを必要とする子どもの授業への参加率が向上し、心身両面での成長が促進されてきました。

たんの吸引等は医行為とされてい

るもので、医師や看護師などの医療資格のある者を除いて日常的に行うことはできません。特別支援学校の教員も行うことはできません。しかし、看護師等だけでは、ケアを必要とする子どもに対応しきれないため、当面のやむを得ない措置として認められてきました。

この措置は、厚生労働省の通知によって示されています。特別支援学校の教員の場合には、たんの吸引と経管栄養の一部について、看護師との連携を図るなどの条件のもとに行うこととされています。

このように、当面のやむを得ない措置として、たんの吸引等が認められてきたのは特別支援学校の教員に限りません。在宅や施設等における介護職員の場合も同様でした。

二 新しい制度の概要

こうした当面の措置について、そもそも法律において位置付けるべきではないかといった声が大きくなってきました。そこで、厚生労働省では、昨年7月に検討会を設置し、制度の在り方について検討を行ってきました。

その検討を受けて、五月末現在、

国会に、介護職員等がたんの吸引等を実施できるようにする法律案が提出されています（※1）。その主な内容は、次のとおりです。

・介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できる。（教員やホームヘルパー等は介護職員等に含まれる：筆者註）

・実施可能な行為は、たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為で、医師の指示の下に行われるもの。（具体的には法律が改正されるから厚生労働省で検討、たんの吸引や経管栄養など現在行われている行為となる見込み：筆者註）

・研修を行う機関及びたんの吸引等の業務を行う事業者は都道府県知事に登録。（特別支援学校も登録が必要：筆者註）

・現在、実施している者が新たな制度の下でも実施できるよう必要な措置をする。（現在実施している教員は移行措置により引き続き実施可能：筆者註）

全体として、これまで運用で認められてきたことが、法律に基づいて実施できるようになります。

たんの吸引等は、本来医療職が行

うことですから、それ以外の人が行うにしても安全性が求められることは変わりません。そのため研修機関と事業者を登録制として、ケアの質が確保されるようになっていきます。

三 法律改正後の課題

介護福祉士等は、不特定の方に向けた吸引等を行うことが想定されています。それに対して、特別支援学校の教員は、特定の子どもを担当し、その担当した子どもに対するたんの吸引等を行います。

そこで、厚生労働省に設置された検討会の中間まとめにおいても、そうした状況を考慮して研修内容や研修時間等を設定すべきであると示されています。法律改正とともにその後の動向にも注目する必要があります。

四 特別支援学校への影響

これまで運用で認められてきたことが法律に基づくものになりますから、実施する教員は安心してできるようにする必要があります。

現在は、看護師が配置され、看護師との連携により教員が実施していますが、この仕組みは基本的には変わ

らないものと考えます。それは、特別支援学校の子どもが必要とするケアの多くは看護師でなければできないことや、新制度においても教員の実施には看護師との連携が求められるからです。

一方、新制度では、教員が登録研修機関で研修を受け、学校がたんの吸引等を行う場として登録を受ける仕組みになります。教育委員会や学校は、新制度に適切に対応することが求められます。文部科学省としても、必要な支援策を検討することとしています。

また、この制度の影響は、特別支援学校の中にとどまるものではありません。家庭や卒業後の進路先でも、たんの吸引等を担う人材が増えるものと予想されます。

そうしたことにより、ケアを受ける子ども自立と社会参加に向けた環境が整備されることが期待されます。そうした環境整備のため、特別支援学校には、これまでの経験を発信していくことが求められます。

II 障害者基本法の改正

次に、昨年来、この会報でも取り上

げられてきたインクルーシブ教育システム(※2)をめぐる制度改革の動きを紹介します。

本年、四月二二日に障害者基本法改正案が閣議決定されました。障害者制度に関する検討は、第一段階として障害者基本法の改正を目指してきましたので、一つの節目を迎えたと言えるでしょう。

一 これまでの経過

平成一八年一二月、障害者権利条約が、国連総会で採択されました。教育については、インクルーシブ教育システムを確保することが求められました。

平成二一年一二月、政府は、可能な限り早期に条約に加わることを目指し、必要な国内法令の整備等を行うため、障がい者制度改革推進本部(本部長：内閣総理大臣)を設置しました。同時に、その本部に意見を述べた障がい者制度改革推進会議(以下、推進会議)も設置しました。

平成二二年六月、推進会議は、第一次意見をまとめました。教育については、すべての子どもが地域の小・中学校の通常の学級に在籍することを原則とし、本人・保護

者が望む場合に特別支援学校・学級に在籍すべきなどの意見が盛り込まれました。

政府は、第一次意見を最大限に尊重し、必要な措置をとることを閣議決定しました。教育については、「インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた制度の在り方について」検討することが明示されました。

閣議決定を受け、文部科学省では中央教育審議会に特別委員会を設置して審議を行ってきました。平成二二年一二月には、審議の中間的まとめを論点整理として発表しました。

論点整理では、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に最も的確にこたえる指導が重要であり、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など「多様な学びの場」が必要であることなどが示されました。

また、同じく一二月には、推進会議が第二次意見をまとめました。第二次意見では、障害者基本法改正に当たって、障害のある子どもとない子どもが同じ場で共に学ぶことを原則とするよう改めて求めました。

二 障害者基本法改正案

こうした経緯を踏まえ、政府は障害者基本法の改正案を閣議決定しました。このページの下部に、改正案の教育に関する規定を現行のものと対比して掲載します。

まず、第一六条の第一項に、障害者が十分な教育を受けられるようにするために、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮」することが加えられました。これまでの制度改革に関する検討を踏まえ、共に教育を受けられるよう可能な限り配慮することが示されました。

また、第三項には、障害者の教育に関する調査・研究と並んで「人材の確保及び資質の向上」を促進することが追加されました。教員の資質を向上させることはもちろん、「人材」としているのですから、教員以外の教育を支える人材についても確保と資質の向上が求められることになるでしょう。

障害者基本法は、障害者関係の法律や施策の基本方針を定めるものです。したがって、法案の審議を見守

るとともに、基本法を受けて行われる具体的な制度改革正に引き続きご留意ください。

こうした経過を踏まえると、今後、特別支援学校には、在籍する子どもの教育を充実させるとともに、「共に学ぶ機会」を適切に設けていくことが求められていくと考えます。

これまでも交流及び共同学習として行われてきたことですが、子どもの居住する地域に視点を置き、一人一人が地域で生活することを支援する視点が大切になることでしょう。

学校が、子どもの居住する地域での実践を充実させるため、保護者の皆さんの一層のご協力をお願いするしだいです。

※1 社会福祉士介護福祉士法の一部改正案

※2 インクルーシブ教育システム

条約に明確な定義はありませんが、一般的には、可能かつ適切な限りにおいて、障害のない児童に通常提供される教育の場に、障害のある児童を組み入れることと考えられています。

(筆者註)

障害者基本法改正案(平成23年4月22日閣議決定)

改正案	現 行
<p><u>第16条</u> 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>2 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。</p>	<p><u>第14条</u> 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。</p> <p>(新設)</p>

※ 下線部が改正箇所